

経 第 9 6 3 号  
令和 3 年 3 月 5 日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（通知）

令和 3 年 3 月 5 日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を 3 月 21 日まで延長、実施すべき区域を千葉県を含む 4 都県として指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、本県では、第 22 回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態措置を実施する期間を 3 月 21 日まで延長すること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

周知にあたり、概要版を作成しましたので、適宜御活用ください。また、下記の URL に掲載している知事からのビデオメッセージもあわせて周知をお願いいたします。可能な限り、各会員の皆さま、また、従業員等の皆さま一人ひとりに伝わるよう、工夫した周知をお願いいたします。

〈URL〉 <https://youtu.be/-ZLtpvGK5U0?list=PL0EZstJeMoA6JKc6Fb2h9ZdSWqwhFjQb1>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今一度、一層の御協力をお願いいたします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp